ライセンス第2委員会は、次のテーマについて調査・研究に取り組んでいます

1. 秘密保持の実務に関する調査研究（*中長期テーマ*）
2. 大学または公的研究機関と企業の連携の調査研究（*中長期テーマ*）
3. 技術契約における独占禁止法上の留意点についての調査研究
4. 技術契約（主に国際契約）における紛争解決条項に関する調査研究
5. 技術契約管理（締結業務管理、契約書の管理、履行管理等）の留意点に関する調査研究
6. 実施料に関する調査研究

ライセンス第2委員会の構成

第1小委員会
「秘密保持」
→ 秘密保持の実務に関するマニュアル作成検討

産学連携の諸問題について文部科学省への施策提言内容を検討

円滑な技術取引・契約を目指して

共同研究における成果の制限に関する独占禁止法の適用に関する検討

第2小委員会
「産学連携」

第3小委員会
「独占禁止法」

ライセンス第1委員会との交流・情報交換も積極的に行っています！

第1小委員会

調査・研究課題
秘密保持の実務に関する調査研究（2009～2010年度テーマ）

技術系契約で最も多い契約
秘密保持契約(NDA)

・重要度（またはリスク）→大～小さまざま

事業部門
重要性認識→低
-秘密保持の必要性は理解
-契約についての理解が乏しい

契約部門（知財・法務）
基礎的契約→軽視されがち
-若手が雛形ベース対応
-事業部門との重要度認識差

NDAに特化した、実務者観点で
・使える
・頭の整理可能な
アウトプットを目指す

秘密保持契約実務マニュアル（仮）の発行

ターゲット
・若手契約担当者が秘密保持契約を系統的に理解する
・中堅契約担当者が各条項に対する理解を再確認する
・開発部門等他事業部門への教育のバックボーンとする

論説作成

マニュアル作成時に生じたNDAの論点について研究（2年間で2テーマ予定）
（現在検討中テーマ）
秘密保持義務と適用除外条項

現在検討中の構成案

1章　本マニュアルの目的　：企業実務に直接的に役立てる
2章　企業実務と秘密保持義務　：企業における秘密保持契約の位置づけ等
3章　秘密保持契約条項各論　：マニュアルの中心　契約条項ごとの解説
　①条項の要点　②条文例　③留意点　④条文バリエーション　⑤その他
4章　秘密保持契約書例　：和英で一般的な契約書例を示す
　⋮　その他現在検討中

その他活動
フェアトレード委員会
第1小委員会との意見交換会（営業秘密等）

紛争解決条項の検討
（サブテーマ
：小委員会内のみ）

第2小委員会

調査・研究課題

大学または公的研究機関と企業の連携の調査研究（中長期テーマ）

2009年度の活動：産学連携の諸問題を解決するための施策を検討・提言する

～課題抽出～

産学連携の本来の目的を阻害する原因は何か!?
→双方で個別事情を理解して柔軟な対応が必要である。
⇒柔軟な対応を阻害する外的要因の認識が必要。

2007

～課題抽出から意見発信へ～

大学への影響力が大きい文科省・経産省に企業側の問題意識を伝え、共有化することが必要!!
→両省と意見交換を実施
⇒課題についての意見発信を実施

2008

～施策の提言～

産学連携の本来の目的を達成するために必要な施策を検討・提言へ！
→産学連携活動における課題とその要因を分析。解決施策の検討
⇒施策提言の実施へ（予定）

2009

双方がフェアな関係となる産学連携のあるべき姿を目指して！！

第3小委員会

調査・研究課題

共同研究開発契約における購入先制限、販売先制限の正当化事由について（独禁法）

■ **活動の狙い**

共同研究開発契約において、実務上の要請の強い購入先・販売先制限をかける際に独占禁止法上の違法性リスクを低減するためのヒントを提供することを目的とする。

■ **活動の概要**

購入先・販売先制限はいわゆるグレー条項

独占禁止法は個別事案ごとに具体的判断がされるもの→明確な白黒線引は困難

違法性低減のためのヒントを提供する

①正当化事由の事例分析

・不当に拘束条件をつけると違法

⇔ **十分な正当化事由があれば適法**

・過去の購入先・販売先制限の審判決、ガイドライン、相談事例集から正当化事由とされた事案を抽出（共同研究に限らず）

②共同研究開発契約の特殊性分析

・共同研究開発契約が一般契約と比べて違法性判断の異なる点を検討

共同研究の競争促進性を考慮

違法・適法の境界を探るのではなく、購入先・販売先制限を適法にしうる要素を解析し、論説形式で紹介する（今年度中に論説完成予定）。